

行政が配付したチラシから

1

これまで「飼い主のいない猫」については、ふん尿やいたずらなどの被害があつても、対策がありますでした。

飼い猫であれば飼い主に苦情を言うこともできますが、相手が「飼い主のいない猫」では不満の持つて行き場がなく、結局被害を受けている方は猫を憎むようになってしまい、餌を与えている人の感情的な問題や、猫を傷つける事件などが起きることにもあります。

もともと「飼い主のいない猫」は飼い猫が捨てられ、ふえたいたるものです。

なにより猫の飼い主の方が、責任ある飼い方をすることが大切です。そうあれば不幸な猫は、これ以上ふえないはずです。

そのうえで、今いる「飼い主のいない猫」をどうするかを考えていかなければなりません。



行政が配付したチラシから

2

その方法として、**猫を排除するのではなく、これを地域の問題としてとらえ**

1. 猫も命あるものだという考え方で、
2. その地域にお住まいの**皆さん**の**合意**のもとに、
3. 地域で猫を**適正に管理**しながら共生していく、
という活動が広がっています。

具体的には、**不妊去勢手術**を行ってこれ以上ふえないようにしたうえで、適切に餌を与え、食べ残しやふんの掃除をして管理していくというもののです。

屋外の猫の寿命は4年程度といわれていますから、このような**管理**がうまく続ければ、「**飼い主のいない猫**」の数は**減少**していくものと考えられます。

平成13年に配られたチラシが、「野良ねこ対策」のお手本になっています。

**地域ねこ対策で、
野良ねこ問題は解決にすすみます。**

